

平成 28 年 決算審査特別委員会(総括質疑)

1. 開催期日 平成 28 年 10 月 28 日(金) 午前 10 時 00 分から午後 0 時 21 分

2. 開催場所 本庁舎 3 階本会議場

3. 出席委員

決算審査特別委員長	國枝 秀信	決算審査特別副委員長	尾崎 弘人
総務分科会委員長	橋本 博	総務分科会副委員長	板垣 恭彦
総務分科会委員	野村 幸宏	総務分科会委員	木村真千子
総務分科会委員	川崎 彰治	総務分科会委員	中川 昌憲
総務分科会委員	坂本 覚		
民生分科会委員長	鈴木 陽一	民生分科会副委員長	田辺 優子
民生分科会委員	谷浦 浪子	民生分科会委員	永井 桃
民生分科会委員	藤田 豊	民生分科会委員	滝 久美子
建設文教分科会委員長	大迫 彰	建設文教分科会副委員長	山本 博己
建設文教分科会委員	島崎 圭介	建設文教分科会委員	稲田 保子
建設文教分科会委員	鶴谷 聡美		

4. 委員外議員 小田島 雅博議員

5. 市側出席者

市長	上野 正三	副市長	道塚 美彦
企画財政部長	中屋 直	企画財政部次長	川村 裕樹
総務部長	浜田 薫	市民環境部長	塚崎 俊典
保健福祉部長	福島 政則	子育て支援室長	木下 隆司
建設部長	駒形 智	経済部長	藤木 幹久
産業振興室長	佐々木 伸	水道部長	藤島 亮典
会計室長	斎藤 秀樹	消防長	山崎 克彦
教育長	吉田 孝志	教育部長	水口 真
教育部次長	櫻井 芳信	教育部次長	鹿野 秀一
監査委員事務局長	工藤 重幸	財政課長	田中 宏明
総務課長	高橋 直樹	職員課長	千葉 直樹
防災・庁舎建設課長	及川 浩司	市民課長	榎本 明嘉
高齢者支援課長	三上 勤也	子育て支援室保育課長	中居 直人
契約課長	川口 弘恭	社会教育課長	吉田 智樹

文化課長 丸毛 直樹 エコミュージアムセンター長 小島 晶

事務局

事務局長 仲野 邦廣 次長 千葉めぐみ

書記 金田 周 書記 永澤るみ子

6. 傍聴者 1名

7. 案件

議案第 17 号 平成 27 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について

議案第 18 号 平成 27 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について

議事の経過

國枝委員長

開会前に申し上げます。傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可することといたします。

ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

消防長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。山崎消防長。

山崎消防長

私のほうから、総務分科会の消防費の際の答弁の訂正をさせていただきたいと思います。10月18日の決算審査特別委員会総務分科会の消防費におきまして、木村真千子委員から、消防団の防火衣の耐用年数に関する質問に対しまして、耐用年数については定めがない旨答弁をさせていただきましたが、北広島市消防団員の服制並びに被服の貸与に関する規則におきまして、防火衣の耐用年数は5年とされておりますので、この場を借りて訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

國枝委員長

第3回定例会最終日の9月29日に、本会議に付託されました、議案第17号 平成27年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、議案第18号 平成27年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

初めに、総務分科会委員長の報告を求めます。

橋本委員長。

橋本総務分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 17 号 平成 27 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計の歳入及び歳出のうち議会費、総務費のうち出張所費と情報化推進費の社会保障・税番号マイナンバー制度システム等導入事業を除く総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、交通対策費のうち生活バス路線確保対策事業、市民生活費のうち男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち市民協働推進事業、市民参加推進事業、地域住民生活等緊急支援費のうち赤ちゃんすくすく応援事業、子育て応援事業、シティセールス推進事業、ファーストマイホーム支援事業、おためし移住事業、地方版総合戦略策定事業、徴税费、選挙費、統計調査費及び監査委員費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費及び実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係部長ほかの出席を求め、10 月 18 日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑といたしまして、

歳入では、

- ・歳入の予算額 256 億 9,100 万円に対し、調定額は 243 億 3,700 万円で 13 億 5,400 万円少ない。このうち、国庫支出金や道支出金は、予算額に対する調定額の割合が非常に低いが、予算編成に問題はないのか。

- ・一般会計の収入未済額が平成 26 年度に比べ 1 億 2,630 万円減少しているが、減少となった主な内訳と理由は、

との質疑に対しまして、

- ・国庫支出金等は事業費相当額に応じた額を予算として計上するが、収入額は事業費が確定することで決定するため、予算額と実際の収入額である調定額に差が生じることになる。

- ・一般会計の収入未済額のうち、市税の収入未済額は平成 26 年度に比べ 1 億 3,330 万円減少となっている。この理由としては、昨年度の道内の景気状況が穏やかに上向きだったことによる納付額の増加と、コンビニ納付が定着し、納税しやすい環境が整ったことによる収納率の向上があり、結果として収入未済額が減少となった。

との答弁がございました。

総務費では、

自主防災組織育成事業について、

- ・自主防災組織の組織率はどのくらいか。
- ・防災活動に対する助成金には上限はあるのか。
- ・助成金はこういったことに活用されているのか。

生活バス路線確保対策事業について、

・中央バスに対して 400 万円の補助金を交付しているが、どのような効果があったのか。
との質疑に対し、

・自主防災組織の、平成 27 年度末の組織率は 70.6%で、これは市内の世帯数に対する加入世帯の割合である。

・防災活動に対する、助成金の上限額は、100 世帯未満の世帯で構成されている団体は 5 万円。100 世帯以上 500 世帯未満の団体は 10 万円。500 世帯以上の団体は 20 万円に設定している。

・助成金の活用としては、各組織や町内会で様々ではあるが、防災の備蓄庫を設けたり、備蓄品の整備などが中心となっている。

・中央バスへの補助金の交付により、北広島団地線においては、現在の 1 路線 9 系統、128 便の路線が維持され、市民の日常生活の足を確保するという観点から効果があると認識している。

との答弁がございました。

消防費では、

防火委員会推進事業について、

・防火委員会にはどんな方が何名所属しているのか。

・また、どのような活動を行っているか。

との質疑に対し、

・幼稚園、保育園の幼年消防クラブが 6 クラブ、婦人防火クラブが 1 クラブあり、人数は 609 名である。

・主な活動としては、春の火災予防運動期間中に防火PRとして駅前に防火花壇の作成、幼稚園による防火パレード。防火訪問として老人福祉施設への慰問などである。

との答弁がありました。

職員費では、

・平成 27 年度の職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間はどのくらいか。

・時間外勤務時間の縮減についての取り組みは行われているのか。

との質疑に対し、

・平成 27 年度の職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間は 231 時間である。

・全職員に対し、午後 10 時以降の時間外勤務を避ける、休日勤務した場合の代休の取得など、時間外勤務時間縮減に対する方針を通知している。また、時間外勤務時間が多い職員の所属長に聞き取りを行い、原因の調査をし、業務の偏りがある場合には業務の平準化ができないかを含めて取り組んでいる。

との答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会総務分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

國枝委員長

次に、民生分科会委員長の報告を求めます。

鈴木委員長。

鈴木民生分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 17 号 平成 27 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計の総務費のうち、総務管理費の出張所費と情報化推進費のうち、社会保障・税番号マイナンバー制度システム等導入事業、企画費のコミュニティ施設管理費、生活バス路線確保対策事業を除く交通対策費、市民生活費のうち、市民生活経費、平和推進事業、市民法律相談事業、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、防犯活動支援事業、街路灯整備支援事業、地域コミュニティ推進事業、人権意識の普及啓発事業、市民協働推進事業のうち地域まちづくり推進事業、エルフィンパーク運営費、広聴費、戸籍住民基本台帳費。地域住民生活等緊急支援費の幼稚園就園準備支援事業、民生費、衛生費、教育費のうち、教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業、国民健康保険事業特別会計、霊園事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、関係部長ほかの出席を求め、10月19日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

総務費の企画費のうち交通安全施設整備事業について、

- ・カーブミラーなど整備した具体的な場所や内容は。
- ・また、クラッセホテルから道道へ出入りする T 字路や市内各地の危険な箇所への整備要望はできるのか。

との質疑に対し、

・27 年度に整備したカーブミラーは、大曲並木に 2 カ所、標識類については、南町に「この先横断歩道」、大曲工業団地の国道に「スピード注意」、中央メイプル通に「自転車注意」という標識を設置した。

・道道などへの整備は、具体的な要望があれば現地を確認し、必要性があると市も認識した場合は、公安委員会へ要望を行う。

との答弁がありました。

民生費では、

- ・就労支援センター「めーでる」の事業実態と昨年度の実績は。
- ・学童クラブの入所状況及び指導員の配置状況は。

との質疑に対し、

・障がい者就労相談事業所の相談総件数は若干減っている傾向にあるが、相談内容は複雑になってきており、一件あたりの相談支援に要する時間などは増加傾向であると考えている。就労実績については、昨年度は 31 名の実績があった。そのうち一般就労が 19 名、

就労継続支援 A 型が 12 名という状況になっている。

・学童クラブの児童の受け入れ数は、それぞれ 4 月 1 日現在の人数で、平成 26 年が 497 名、27 年が 603 名で 106 名増加した。それに伴い指導員を平成 26 年が 25 名、27 年は 36 名で 11 名増員した。臨時職員は平成 26 年が 27 人、27 年は 25 人となっており、2 名減員した。

との答弁がありました。

衛生費では、

・不法投棄される家電リサイクルの処分に係る決算が計上されているが、捨てられる場所やごみの量、また、どのような対策をとっているのか。

との質疑に対し、

・不法投棄の多い場所については、主に郊外の畑などで人気の無い道端や雑木林付近で捨てられている状態が続いている。ごみの量は、平成 26 年が 86 トン、27 年が 80 トンという状態である。対策については、パトロール員による巡回・監視のほか、のぼりを 347 カ所設置、不法投棄者が特定された場合は、警察と連携し対応している。

との答弁がありました。

国民健康保険事業特別会計では、

・特定検診事業の受診率と受診率向上の取り組みは

との質疑に対し、

・法定報告では、特定検診の受診率は、平成 27 年度が 35.2%、26 年度は 35.7%で 0.5%の減だった。特定検診の実施率は、平成 27 年度が 72.3%、26 年度は 60.5%で 11.8%の増となった。受診率の向上の取り組みについては、未受診者勧奨事業として、臨時職員を 1 カ月間雇用し、自前のデータから抽出した未受診の方々に対し、職員による電話がけでの受診の呼びかけを行った結果、一定の効果が見られた。28 年度はこれを委託業務として受診を呼びかけている。

との答弁がありました。

霊園事業特別会計では、

・平成 27 年度の合葬簿の申し込み件数と料金、生前予約は何体か。

との質疑に対し

・一般受付は、使用許可申請者が 57 人で、一人で複数体申し込む方もおり、計 101 体であった。合葬式の墓については、永代使用は、15 歳以上が 1 万 5 千円、15 歳未満が 1 万 1 千円、永代管理料が 1 万 2 千円となっている。利用は焼骨をお持ちの方が優先され、その場合は随時受付を行っている。生前予約については、年間 30 体を募集し、超過する場合は抽選することとしており、27 年度の生前予約は、抽選の結果、29 体という状況である。

との答弁がありました。

介護保険特別会計では、

・介護支援ボランティア事業の 27 年度の活動実績と平均獲得ポイント、ポイントの変換

状況は。

との質疑に対し、

・平成 27 年度は、登録ボランティアは 173 名おり、そのうち活動した方が 117 名。付与された総ポイントが 2,372 ポイントとなり、一人当たりの平均は 20 ポイント程度となった。その後ポイント交換をされた方は 64 名おり、交換は現金と商品とに分けられるが、本市の場合はバランスよく交換されている。

との答弁がありました。

後期高齢者医療特別会計では、特に質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会民生分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

國枝委員長

次に、建設文教分科会委員長の報告を求めます。

大迫建設文教分科会委員長。

大迫建設文教分科会委員長

当分科会における審査の経過をご報告申し上げます。

当分科会では、議案第 17 号 平成 27 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、一般会計の総務費のうち、企画費の地域住民生活等緊急支援費のプレミアム付商品券発行事業、コミュニティビジネス創業支援事業、空き店舗利用促進事業、若年層新規雇用助成金交付事業、企業誘致推進事業、農林水産業費、商工労働費、土木費、災害復旧費、教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園奨励費事業を除く教育費、下水道事業特別会計及び議案第 18 号 平成 27 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、関係部長ほかの出席を求め、10 月 20 日に分科会を開催し、審査を行いました。

審査中の主な質疑として、

議案第 17 号の総務費では、

・コミュニティビジネス創業支援事業について、創業相談の内容と、創業に至らなかった理由は何か。

との質疑に対し、

・相談は 2 件あり、1 件はカーシェアリングについて、もう 1 件は通所リハビリケアについての内容であったが、どちらもビジネスとして成り立たないことから創業に結びつかなかった。

との答弁がありました。

農林水産業費では、

・食農教室事業について、特定の小学校に対して実施支援をしているようだが、全市的に広めていく考えはないのか。

・不用額が多いが、予算編成時に農業者への要望調査は行っているのか。

との質疑に対し、

・食農教室事業の支出は、その小学校が賃借する農地の賃借料に対する支援であるが、他の小学校においても、校庭の中に田んぼを設けて稲作の体験をするなど、食農については全市的に取り組んでいると考える。

・農業者への要望調査は行っており、補助金を活用したいという要望は聞いている。しかし、補助金は全体の枠が決まっており、申請する際には点数が付けられるため、点数により振り落とされ、補助金が渡らない場合がある。今後も、情報提供を行っていきたい。

との答弁がありました。

商工労働費では、

・空き店舗利用促進事業について、事業の経過と定着率はどうか。

との質疑に対し、

・平成 20 年度の事業開始から、合計で 32 軒の利用があった。そのうち、17 軒が現在も開業中であり、定着率は 53. 1%となっている。

との答弁がありました。

土木費では、

・木造住宅耐震診断・改修支援事業について、該当する住宅は市内にどの程度あるのか。

・緑化推進事業の誕生記念樹贈呈事業について、記念樹を受け取るためには、窓口に向いて手続きをしなければならないのか。

との質疑に対し、

・木造住宅耐震診断・改修支援事業に該当する住宅は、19 年度時点の推計であるため、多少の誤差はあるが、27 年度末でおおむね 2, 200 軒ほどあり、市内全体の約 10%である。

・誕生記念樹贈呈事業は、市に提出する出生届をもとに市から往復はがきを送り、それに回答していただいて記念樹を贈呈するため、窓口に向いて手続きをする必要はない。

との答弁がありました。

教育費では、

・学校図書館活用事業について、学校図書館は授業でどのように活用されたのか。

・コミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業について、27 年度はどのような調査研究を行ったのか。

との質疑に対し、

・学校図書館の具体的な活用例としては、音楽や家庭科での調べものや、学校祭の参考文献としての活用、修学旅行の事前調査での活用などの実績があった。

・コミュニティ・スクールの具体的な取り組みとしては、西部コミュニティ・スクール運営委員会の年 4 回の開催や、地域での農業体験、合同の防災訓練などを行った。また、全国コミュニティ・スクール研究大会への参加を通してコミュニティ・スクールの普及に向けた活動を展開している。

との答弁がありました。

下水道事業特別会計では、

・ 27 年度の経費回収率が 26 年度と比較して約 10%増加しているということだが、その要因は。

・ 下水道事業の収益的収支比率について、27 年度の実績と、26 年度からの増減はどうか。との質疑に対し、

・ 経費の回収率が増加した要因としては、輪厚工業団地への企業進出により収益が増加したことと、起債の償還が進んだことが考えられる。

・ 27 年度の収益的収支比率は 93.67%で、26 年度と比べ約 4%上がっている。

との答弁がありました。

議案第 18 号では、

・ 経常収益から経常費用を差し引いた収支が黒字となった要因は。

・ 耐用年数を超えた施設等の 27 年度の状況と、今後の見通しは。

との質疑に対し、

・ 収支が黒字となった要因は、新会計制度で導入された、営業外収益である長期前受金戻入の約 1 億 2 千万円が大きな要因である。

・ 耐用年数に関しては、土木建築構造物では耐用年数である 50 年を超える施設はないが、機械・電気・計装などの設備については、耐用年数を超える施設が 26 年度に比べ増加している。今後、修繕計画に沿って部品の交換などを行い、更新時期の延命を図るとともに、水道施設更新計画策定委託の中で各設備の更新を行う方針で計画を策定する予定としている。

との答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会建設文教分科会の審査の経過をご報告申し上げます。

國枝委員長

総務分科会、民生分科会、建設文教分科会各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

質疑なしと認めます。

総括質疑を行います。

板垣恭彦委員。

板垣委員

それでは通告に従いまして、総括質疑を行います。最初の職員の時間外勤務についての質疑は、昨年もあるいはその前も行いまして、今回も行わなくてはいけないということは、私自身も大変残念であります。初回の質問の内容も昨年とほぼ同じで、2015 年度の実態を

つけ加えただけの質問でありますけれども、的確にお答えをいただきたいと思えます。全体の職員一人当たりの年間平均時間外勤務は 2011 年度は 183 時間。12 年度は 195 時間。13 年度は 209 時間と増え続け、2014 年度は 228 時間。そして 15 年度は 231.4 時間と増え続けているわけでありまして。まず最初にお伺いいたしますが、300 時間以上の時間外勤務について課別に見ると、2013 年度は 8 課 54 人から 2014 年 13 課 84 人、15 年度は 15 課 95 人と増えておりますけれども、このような実態をどう捉えてらっしゃるのでしょうか。

また、この時間外勤務を少なくする取り組みがなされてきたと思えますけれども、13 年度、14 年度、15 年度、各年度における時間外勤務の縮減適正管理方針は、どのような内容であったのでしょうか。それらの方針がどの程度達成されたのか。その評価をどうされているのかをお伺いします。

また、残業代が支払われておりません管理職の時間外勤務についてはどんな実態だと把握されているのでしょうか、お伺いをいたします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

板垣議員のご質問にお答えを申し上げます。

職員の時間外勤務についてであります。時間外勤務の増加要因につきましては平成 27 年度において国の制度改正や平成 26 年度から実施されている臨時福祉給付金支給に伴う事務、マイナンバー関連事務、国勢調査事務、新たな施策の検討・実施、大型イベントへの対応などのほか、経験豊富な職員と新採用職員の入れ替わりが過去 10 年間で 5 割近くになつていくことなどが影響したものと捉えております。

次に、時間外勤務の縮減適正管理方針についてであります。前年度比 10%の時間外勤務縮減を目標に事前命令と、事後確認の徹底、一斉退庁日の設定、週休日勤務の振り替え、時間外勤務が特定の職員に集中しないよう業務配分を適正に行うことなどについて管理職に指示をしたところでありますが、目標の達成には至らなかったところであります。今後も時間外勤務の縮減に向け若年層の育成、組織や業務のさらなる見直しによる一層の効率化や事務量の平準化を図るとともに、職員の健康管理に十分配慮するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、管理職の時間外勤務についてであります。時間外勤務手当につきましては、労働基準法及び本市の給与に関する条例において適用除外となっていることから、支給をしていないところであります。時間外勤務につきましては管理職みずからの判断が必要に応じて行っているところであり、週休日に勤務した場合には振り替えて休むこととしております。なお、選挙事務や臨時または緊急の必要性が生じた勤務に対しましては、平成 27 年度より、管理職員特別勤務手当の支給制度を創設しているところであります。以上

であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは、再質問をいたしますが、まず時間外勤務の縮減施策についてお伺いをいたしますが、答弁にございました時間外勤務増加要因は年度当初から想定できたことでありまして、何も対応をしなかった結果、このような時間外が増えてしまったのではないかとこのように思います。22 時以降の残業についての実態はどうだったのでしょうか。

國枝委員長

千葉職員課長。

千葉職員課長

再質問にお答え申し上げます。平成 27 年度の 22 時以降の時間外勤務命令時間についてありますが、1 時間以上勤務したことがあります職員は、計 199 名で、年間 3,241 時間。時間外勤務総時間数全体の約 3%でありました。以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

というように、22 時以降の残業についても、残念ながらなくすというようなことはできなかったわけですね。これらについて、どう捉えられているかもお伺いいたします。

次に、時間外勤務命令の形骸化についてもお伺いいたしますが、本来、時間外勤務は所属長が事前に命令を出して、または申請を事前に承認してから、実施されるという建前だとは思いますが、実際は、ほとんどは事後承認ではないのでしょうか。上司のチェック機能が働いていないのではないかと思います。この形骸化に対してどう捉え、改善をしようとしているのでしょうか。

國枝委員長

千葉職員課長。

千葉職員課長

時間外命令につきましては、各所属長が事前承認を必ず行うように指導しているところ

でございますが、今後改めまして課長会議等により周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、緊急の 22 時以降の時間外についてでございますが、これにつきましては、締め切りが明日とか、ということで、緊急、やむを得ない事務等によりまして、命令を発している場合があるということでございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

後ほどまた触れますけれども、時間外勤務は事前に命令してるということですが、それではそうしながら、なぜ 1 千時間を超える時間外勤務が生じているのかちょっとわからないんです。例えば、私が職員だったとして、職員の板垣は、もうすでにこの月の時間外が 70 時間に達しているから、もうこれは命令することはできないと。事前の勤務命令がちゃんと機能していれば、そういうような形になったと思うんですが、結果的にはそれが、されないで、1 千時間を超えるような状況になっている。非常におかしいと思います。

36 協定について伺いたしますけれども、2013 年 10 月 25 日に行われた、12 年度決算についての総括質疑で私はこのように質問いたしました。労働基準法第 33 条第 3 項は「公務のため、臨時の必要がある場合は時間外や休日労働ができる」規定しておりますが、この臨時の解釈は、逐条公務員法解説では、例えば災害の発生の場合など一時的な事務の繁忙に対処すべき必然性がある場合であり、漫然と時間外勤務を命ずるべきではないことは言うまでもないと解説しております。臨時以外でも 36 協定を結んでいけば、公務員も協定の範囲内で時間外勤務をすることができるのではないかと、として見解を質したのに対して、当時の職員課長は公務のため臨時または緊急の必要がないような時間外勤務については、労働基準法 36 条協定の必要性、いわゆる 36 協定を結ぶ必要性を考えなければいけない、というように答えているんですね。2015 年度に時間外勤務の最高はなんと、管理監督する職員課なんですけれども、職員課の職員で 1,108 時間。時間外の主な理由は職員研修、職員採用事務等によるとされ、時間外勤務の実態は 4 月が 141 時間。5 月から 7 月までが各月 70 から 87 時間ですね。8 月、9 月は 100 時間を超えると。3 月は 156 時間ということで、月平均が 92 時間を超えると。そうした中で、年次有給休暇は 20 日のところを 3 日しか取得してないという状況です。それから次に多かった保健福祉部の職員は、4 月が 132 時間、5 月が 105 時間、6 月が 98 時間、7 月 92 時間、年間で 1,042 時間で、年休取得はたった 1 日といった状態だったんです。今、この時間外については、電通で、厳しいノルマ達成のための時間外勤務を行って、過労死というような痛ましい状況になっておりますけれども、当市役所における時間外は、そういうようなノルマ達成ということではないと思えますけ

れども、保健福祉部の職員の方の時間外勤務の理由は、民生委員や社会福祉法人についての事務、福祉バスについての事務処理、保健福祉部福祉課の庶務事務等のためということで、職員課の場合も、この保健福祉部の場合もいずれも日常業務だと思うんです。緊急臨時の時間外勤務などではないわけでありますから、明白な労働基準法違反なのではないでしょうか、いかがですか。

國枝委員長

千葉職員課長。

千葉職員課長

まず、36 協定の関係でございますが、労働基準法第 36 条では、使用者が労働者と協定を結びまして、労働基準監督署へ届けでることとされておりますが、地方公務員につきましては労基法第 33 条第 3 項に特例が設けられておりまして、協定の締結及び届け出を要しないこととなっております。本市におきましては、法の規定に基づきまして、水道と保育業務において協定を締結しているところでございます。また北海道内におきまして水道、保育業務以外で 36 協定を締結している自治体はないものと認識しております。このことから、直接労働基準法に違反するものではないというふうに認識しております。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

そうじゃないんですね。33 条の 3 項というのが、あくまでも公務のための臨時の必要性がある場合、時間外が認められるというようなことで、今申し上げましたように、臨時じゃなかったわけですから。日常業務ですから。だから、基準法違反であると。こういう日常業務で時間外勤務の必要がある場合には、やはり 36 協定を結ぶ必要があると前の職員課長が言ったじゃないですか。もう一度検討してください。時間外勤務を地方自治体での 36 協定締結も少ないですけども、やはり行われてるんです。群馬県だとか、東京都の部署で行われているわけで、そういうようなことも検討していただきたい。36 協定は締結されれば、こういう 1 千時間以上の時間外勤務はなくなるかということ、決してそうではないと思いますけれども、縮減に向けた 1 つの方策として協定締結もぜひ検討していただきたいと思います。このように、日常業務が現状の職員体制ではこなしきれないと。だから、1 千時間以上の残業になっているということですから、職員を増員するしか、解決手段がないんじゃないかと思うんです。市役所全体を見ても、どこの課でも職員に余裕がある状態ではないと思います。配置換えによる平準化ができないと思います。職員を増やすしか解決手段がないわけであります。各課から、毎年増員の要求も出ていると思いますけれども、

増員要求に対してどういように対応をされてきたんでしょうか。

國枝委員長

浜田総務部長。

浜田総務部長

業務量に対して人員が不足しているのではないかというご質問でございますけれども、各部局の人員配置につきましては、毎年各部局から業務の増減、人員などの要求について市役所全体のバランスを考慮し、決定しているところでありますけれども、人事異動や年齢構成、それから制度改正など複数の要因によりまして時間外勤務が増加する場合がありますのが実態となっているところであります。今後につきましても、適正な人員の配置に努めますとともに、一部の職員に業務が偏らないよう指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

そういうような指導をしてこられたと思うんですけれども、結果的にはこういうように一部の職員に偏っているわけですね。それが何ら、この数年来解決されていないということですから、本当に本腰を入れてこの対応策を検討していただきたいと思います。この過酷な実態に対して副市長は 2013 年 10 月 25 日の決算総括質疑の中で、職員の増員については財政面など長期的な視点に立って考えていかなければならないというようにお答えをしておりますけれども、本当に職員の健康・命と財政のどちらが大事かと思うんですね。歳出の職員給与の割合を見ますと、2011 年度は 13%だったんですけども、2015 年度は 11.4%へと下降しているんですね。職員給の割合が、財政的に。ですから、増員するべき余裕があるのではないかと思いますけれども、現時点でも増員の考えはないんですか。副市長にお伺いいたします。

國枝委員長

道塚副市長。

道塚副市長

板垣委員の再質問についてお答えを申し上げます。過度な時間外は職員の健康上も問題があると考えております。増員の部分につきましては、先ほど総務部長からもご答弁させていただきましてけれども、各部からの要望に基づきましてヒアリングを実施してその中

で必要なところは措置をしております。今後も、ヒアリングの部分を尊重しながら対応していきたいと思います。特に先ほど板垣委員からお話もございましたように、今はワークライフバランスや過労死が社会的問題となっておりますので、市といたしましても時間外の縮減に向けて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

何度も申し上げますけれども、職員課だとか、保健福祉部なんかずっとなんですよ。こういうように大幅な時間外勤務になっているのは。それが何年も一向に改善されない、職員の増員が図られないというのは本当におかしいことではないかと思うんです。ぜひ、来年こそ適正管理ができるように配置を考えていただきたいと思います。

管理職の残業についてお伺いしますけれども、管理職に自己管理を押しつけて、何も対策を講じないことは許されません。業務を増やす一方で、このような職員の増員要求をはねのけるのでは、全く適正な行政管理運営とは言えないと思うんです。職員課、福祉課、高齢者支援課、企画課などの管理職はおそらく数百時間以上の時間外勤務をしているのではないかと思うんです。大半が、職員が少ないために主任・主査職の職務代行に費やされているのではないかと思うんです。実態を詳しく把握して職員補充、業務の見直し、さまざまな改善に取り組むべきではないかというように、重ねてお伺いをいたします。

國枝委員長

浜田総務部長。

浜田総務部長

管理職の時間外の実態についてでございますけれども、管理職の勤務実態につきまして、タイムカードにおいて管理しているところでありまして、管理職は市長と一体となりまして責任を持って各業務にあたっており、必要に応じて時間外勤務をしているという実態でございます。今後とも、メンタルヘルス対策などの充実により、管理職の健康管理につきまして十分に注意を払ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

今申し上げましたように、管理職の方々が、主任・主査職の職務代行などをしないで済むような形にぜひ持って行っていただきたいと思うんです。で、答弁にありました、管理職員特別勤務手当というものは、どういうものだったのでしょうか。いつ施行されたのでしょうか。議会への報告はいつされたのかちょっと私も記憶にありません。お伺いをいたします。2015 年度の支給総額、管理職一人当たりの支給額はいくらだったのでしょうか。

國枝委員長

千葉職員課長。

千葉職員課長

管理職員の特別手当でございますが、平成 27 年度から創設しております。議会におきましては職員の給与条例と管理職の規則を制定してございますことから、27 年の 3 月の定例会におきまして審議していただいたところでございます。27 年度の管理職の特別手当でございますが、総額 22 万 5 千円ということで、9 名の管理職員に対しまして支給した実績となっております。以上でございます。

國枝委員長

板垣議員。

板垣委員

この特別勤務手当、規程だとか要項だとかで決められていると思うんですけど、市のホームページから検索できないんですけども、これは載っているのかどうかお伺いいたします。例えば、これから地震災害などが発生したような場合、長期の避難などを余儀なくされた場合、どのような形で特別手当が支給されるのでしょうか。振替休日等は取得できるのか、お伺いします。

國枝委員長

千葉職員課長。

千葉職員課長

管理職員の特別手当につきましては、職員の管理職員特別勤務手当に関する規則ということで規則・条例のサイトのほうで検索していただければ見ることが可能となっております。内容につきましては 2 段階方式になってございまして、週休日祝日年末年始などの休みの日に 6 時間以上勤務した場合につきましては、部長職が 1 万円。次長職が 8500 円。課長職が 7 千円となっております。また平日の深夜 0 時から朝の 5 時まで勤務した場合

につきましては、部長職が 5 千円。次長職が 4,300 円、課長職が 3,500 円。このような支給の額となっております。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

後ほど細かく別途お伺いをいたします。この時間外勤務の縮減についてですね、ほかの自治体もいろいろ取り組みをされているんですよ。例えば、最近の例では東京都は 20 時の完全退庁を決めておりますけれども、また、他の自治体としては、例えば鳥取県などはですね、改善活動に取り組んで 2 年間で時間外勤務を半減したというように報告もされておりますけれども、これらの他の自治体の時間外勤務の縮減を参考にした取り組みについては、どのようにお考えなっているのでしょうか。

國枝委員長

浜田総務部長。

浜田総務部長

今、板垣委員が申し上げられた、東京都 20 時以降全員退庁というようなこともいろんな取り組みが最近されているように伺っております。今後、縮減に向け、官民間わず例えば成功した例ですとか、やっていく中でいろいろな問題点も出ている可能性もございますので、その辺のところを官民間わず十分に調査研究してまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

本当にですね、本腰を入れてやっていただきたい。これは例えば副市長をトップにして、時間外勤務削減対策特別チームなり、対策会議なりを開いて本当に大幅な時間外がなくなるようにしていただきたいということを申し上げて終わります。

次に、マイナンバー制度についてお伺いいたしますが、通知カードの発送・受け取りの状況はどうでありますでしょうか。通知カードが住所不明などで届けられない方や、受け取り拒否の方に対する対応はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。個人番号カードの申請、受け取り状況はどうでしょうか。市民負担は今後もないのでしょうか。

また、今までどのような問題が生じ、今後懸念される問題があるとすればどのようなこ

となのでしょうか。行政側の業務量が削減できるのか。メリット、デメリットはどのようにお考えなのか、お伺いします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

マイナンバー制度についてであります。通知カードの送付状況につきましては、本年 9 月末現在市に返戻され、保管している件数が 451 件となっておりますことから、今後、宛所不明者の所在調査や受け取り依頼はがきの個別送付を行い未交付者への交付を図ってまいりたいと考えております。

次に、個人番号カードの申請及び交付状況についてであります。本年 9 月末現在、申請者数は 4715 名で、人口に対する申請率は約 8%、交付者数は 3,832 名で、交付率は約 6.5% となっております。また、個人番号カードの交付手数料につきましては、当面の間、無料とされているところであります。次に個人番号カード交付における問題点等についてであります。交付の初期におきましては、地方公共団体情報システム機構が管理するカード交付機器の動作不良により交付に支障を来すことがありましたが、その後の、問題は発生していないところであります。

次に、行政側のメリット、デメリットについてであります。来年 7 月に、開始が予定されております他団体との情報連携が行われることにより、手続に必要な情報が取得可能となり、業務の効率化が図られる一方、各手続き窓口では、マイナンバー及び本人確認作業の増加や住民登録の異動等に伴うカードの修正処理作業が必要となったものであります。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

返戻された数が 451 件ということですが、受け取りを拒否された数というのはいくらなのでしょうか。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

受け取り拒否の数でございますが、受け取りの拒否をされた方につきましては、7 件とな

っております。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

ありがとうございました。マイナンバーの取り扱いについて伺いたしますけれども、まず、引っ越し、転入転出の場合には、通知カードや個人番号カードに住所変更の記載をすることになっているのでしょうか。この住所変更の場合、家族全ての記載変更手続きが必要なのか。つまり、転入転出届の際、家族全員の通知カードや個人番号カードを持参しなければならないのかどうか伺います。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

住所変更等によるカード記載の内容でございますが、まず、転入転居等で住所が変更になった場合または婚姻、離婚などによって戸籍の届出により氏名等が変更になった場合、こういうことが生じた場合にカードにおける裏面または券面の表側に変更事項を記載するという必要がございます。また、その手続の際に例えば一世帯 4 人家族の方が全て転居されるという状況になれば、その世帯の中の代表者ということで、一般的には世帯主の方となりますが、それらの方が代表して手続をすることは可能です。また、そのカードに記載する部分については、全て 4 人の方の記載変更が生じます。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

そういうことで、世帯主の方が、家族全員の通知カードなり、個人番号カードを持って行って、それで記載の変更の手続きをしなければいけないということですね。それから、3 月 4 月の引っ越しの時期には、そのような記載変更手続き等で大変な混雑が予想されますけれども、そうした事態への職員対応など、業務対応は十分とられているのでしょうか。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

昨年の 11 月からの通知カードの交付、その後の個人番号カードの本格交付ということでございまして、2 月 3 月 4 月においては、今委員がおっしゃられたように、住民異動は多くなっておりますが、それらに対する、特に、通知カードにおいては、市民全員がお持ちになっている関係上、それらの変更処理は当然増えてございます。ただ、今、新庁舎も建築している中で、29 年度以降においてはスペースも確保されながら、またはカード交付は今現在特設会場で行ってるものを今度は市民課のほうで本来業務の中でやっていく中で、体制を組んでいくというような形で対応ができるものというふうに考えてございます。以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

また、住所変更等で個人番号カードを書き換える場合には暗証番号も必要ということですが、忘れてしまった場合など、どうなるのかお伺いをいたします。

それから、2017 年 1 月からの確定申告の際も個人番号記載が必要になるということでもありますけれども、そのことの周知だとか、あるいは通知カード等を紛失した場合の対応はどうなるのでしょうか。番号記載がなければ確定申告が受理されないということになるのでしょうか。お伺いします。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

個人番号カード、いわゆる本カードのほうについては今おっしゃられたように、券面の記載変更のほかに IC チップに入っているデータの基本 4 情報の修正があれば、それらを変更するためにパスワード等が必要になります。それらを例えば、失念したりまたはメモしたものを持参できなかったという部分については、基本的に住所異動関係の住基異動にかかわる部分は問題なくできますが、ただカードの記載変更は済んでおりませんので、それらは後日お持ちいただくなりをして、修正行為が必要となるというふうに考えてございます。以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

また、今後どのような届出申請の際に、この通知カードや個人番号カードが必要になるのでしょうか。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

今までもお話しているとおり、住民登録異動に関しては当然必要となっております。そのほか税金の関係、健康保険の関係、介護保険または児童手当、各種福祉サービスなどの手続きにマイナンバーが必要になるというふうに考えてございます。以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

今答弁されたようにいろんな介護保険、国保、児童扶養手当、その他の時に必要になるということですが、例えば、これらを特に介護保険の場合はそうではないかと思うんですけれども、代行される場合、本人じゃなくて、本人が行けないから、介護認定申請だとか、処理に行けないから、代行する家族あるいはケアマネさんみたいな方々が代行するというような場合が今まであったと思うんですけれども、そういうような代行になった場合、そういう手続代行する場合、個人番号などが情報漏れをしてしまうという危険性があるのではないかなと思います。

それから、行政側のメリット、デメリットということについての答弁もいただきましたけれども、今後手続きに必要な情報が取得を可能となり、業務の効率化が図られるというようなことですが、一方各手続き窓口では本人確認作業の増加だとか書き換えの手続きだとかが必要になるというようなことで、行政においてはこのメリットよりも書き換え手続きなどデメリット、業務量が増えるほうが多いのではないかなとこう思うんです。それからまた、市民にとっても今質問しましたような、いろいろな手続において個人番号カードや通知カードが必要であると。もし携行しなかった場合にはまた再度それを持って行って手続きをしなければいけないというようなことで、非常に手間がかかるようになると。さらに、そういった手続代行の際に情報が漏れてしまうという危険性もあるというようなことで、市民にとってもデメリットのほうが多いのではないかなと思うので、マイナンバーカードについてはそういう点で非常に大きな問題があるというふうに強く感じましたけれども、見解があれば伺いたします。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

先ほどの各種制度の中でマイナンバーが使われていくと。これは今後の話になりますが、今、議員が言われたように、代行的な対応もとらなければ実務的に処理ができない、手続きができないということに関しては各制度の中で今後、それらに対する留意点だとか、その辺のところは示されていくものだと考えてございます。

あと、メリット、デメリットで申し上げますと、例えば、住民票の提出、所得確認、書類の提出等々が今現在ある手続きが多いかと思いますが、それらについては今後マイナンバー等のひも付けによりそれらの提出書類の軽減だとか、または行政側においても同種の手続きの簡素化というのが今後図られていくものだと考えております。ただ、先ほど申し上げたように連携については今後ということになりますので、今後の動向を注視するという形になるかと考えております。以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

それでは次の質問に移ります。各種委託事業、工事等の契約についてお伺いいたしますが、2015 年度の工事業務委託の件数はどのくらいだったのでしょうか。それらは当初契約通り執行されたのかどうかお伺いいたします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約についてであります。平成 27 年度における予定価格が 130 万円を超える建設工事の件数につきましては、107 件となっており、また、50 万円を超える建設工事に係る委託業務の件数につきましては、38 件となっているところであります。

次に、契約の執行についてであります。設計変更を伴わない建設工事等につきましては、当初契約のとおり執行されており変更を伴うものにつきましては、必要な手続きを行った上で適正に執行されているところであります。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

答弁にいただきましたように不適正な執行は全くなかったと思いますが、念のためにお伺いいたしますが、工事業務委託等の公共事業で設計変更等により、契約額が変わった事業は何件で、金額にしていくぐらいの変更になったのか。その設計変更の主な理由は何か。そして、それらについて情報開示されているのかどうかお伺いします。

國枝委員長

川口契約課長。

川口契約課長

それでは私のほうから答弁申し上げます。まず、平成 27 年度の工事及び工事委託に伴う設計変更の件数といたしましては、件数で工事が 107 件となっており、金額で 4200 万円ほどの差金となっております。また、工事に係る委託業務につきましては、件数で、設計変更のケースにつきましては 8 件となっており、これにつきましては設計変更によりマイナスの 270 万円ほどという結果となっております。

また、この情報の公表につきましては、現在のところ、建設工事に係る入札結果及び契約額等の公表につきましては、入札執行後あるいは契約締結後において速やかに市のホームページにおいて公表をしているところでございますが、契約変更後の情報につきましては行っておりませんでした。以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

ちょっとおかしいんじゃないかな。設計変更されたのが 107 件というのは。

川口契約課長

すいません。訂正させていただきます。設計変更については、工事については 107 件と申し上げましたが、51 件でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

この設計変更を伴う工事が 51 件、それから委託ですか。8 件ということで、件数としては 107 件のうち 51 件が設計変更ということですから、非常に多いなというように思うんですけども、これが契約状況調書に内容変更等の事項だとか、変更後の契約額が記載されておりました。2010 年度などにおいては記載されていたんですけども、最近では記載されていなかった。これは【手落ちだったと】ということですので、ぜひ改めていただきたいというように思います。なお、どうして 51 件も多いのかについて別途、別の機会に改めてお伺いをさせていただきたいと思います。新庁舎建設についてお伺いいたしますが、新庁舎建設では 2015 年 3 月 30 日に積算変更が委託されましたけれども、これによる工事費の変更等はあったのでしょうか。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

板垣委員の再質問にお答え申し上げます。平成 28 年 3 月 31 日契約の新庁舎建設工事の積算変更委託についてでございますが、本委託業務につきましては労務費の高騰を受けました国からの通達に基づきまして、インフレスライド条項の対象となります新庁舎建設工事のうち建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、地中熱ヒートポンプ設備工事につきまして、それぞれ請負金額の変更が生じるか否かにつきまして、また、変更となった場合にはいくら増額となるかについて、工事の発注者でございます市として把握するため、積算業務を委託したものでございます。業務内容につきましては、労務費の単価を直近の単価に入れ替え、残工事分について再度積算するものであり、その結果、建築主体工事ほか 3 件の工事ともに請負金額の変更が生じない旨、確認されたところでございます。以上でございます。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

わかりました。新庁舎が建設事業の総事業費は、当初費用では 57 億 9,400 万円だったと思いますが、2015 年 8 月の時点での執行見込み額が 55 億 7,400 万円となりました。現在までは 2013 年度からの調査測量や設計工事関係費用、そして議場の備品費用等を含めまして 49 億 1,073 万円余りが契約されているわけでありまして、今後、外構工事などが新たに入ってくるとは思いますけれども、それらの工事を含む総事業費見込み額は、どのようになるのでしょうか。変動があるのかないのかをお伺いします。

國枝委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

お答え申し上げます。今後発注を予定しております外構工事費、また解体工事費等につきましては、現在来年度の発注に向けて作業を進めている段階でございます。今後も労務費や資材単価の上昇が懸念される場所ではございますが、議決をいただいております継続費の中で全事業で完了する計画としていただいております。以上です。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

57 億 9,400 万円を上回ることはないというような答弁だと思いますけれども、ぜひ少しでも安くなるように引き続き努力をお願いしたいと思います。

次のテーマに移ります。保育料についてお伺いをいたします。他市に比べて当市の保育料が高いのではないかという問題は、今年第 2 回定例会でも同僚の永井議員が取り上げました。しかし、引き下げの検討があまり進んでいないように見受けられますので、ここで改めて取り上げたいと思います。2012 年に制定されました、子ども・子育て支援法に基づく保育新制度が 2015 年 4 月に本格的にスタートいたしました。就学前の児童が 1 号認定児、これは 3 歳以上児で、学校教育のみ必要な児童、従来の幼稚園児だと思います。2 号認定児は、3 歳以上で保育が必要な児童。3 号認定児は、3 歳未満児で保育が必要な児童。こういうように、1 号 2 号 3 号に分けられました。また、保育時間が、標準時間と短時間保育に、それに伴うそれぞれの保育料が市町村ごとに設定されることになりました。この保育料は、それまで所得税を基準にしたものから、市町村民税基準に変更されたわけでありまして。これらの変更に伴い、各自治体とも保育料を新たに設定し直したと思いますが、その結果は、例えば 2016 年度の近隣各市の保育料はおおよそ、添付した別紙のとおりとなっていると思います。これを見ましても、当市の保育料がとりわけ第 4 階層までの世帯の保育料が近隣各市よりかなり高くなっているのはなぜなのかお伺いをいたします。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

保育料についてであります。本市の利用者負担額につきましては、国の基準額を基本とし、本市独自に、年齢区分及び階層区分の細分化や負担額の減額により利用者負担の軽

減を実施してきているところであります。平成 27 年からの子ども・子育て支援新制度への移行により、算定基礎が所得税額から市民税額に変更になりましたが、国が基準額を変更しなかったことにより、本市の負担額についても変動が生じないように設定をしたものであります。また、減免制度等による軽減措置につきましては、引き続き実施をしているところであります。階層区分による利用者負担額につきましては、市町村がそれぞれ独自に、年齢区分、階層区分の細分化及び負担額の減額を行っておりますので、市町村により差異が生じているところであります。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

少子化対策については各自治体とも真剣に取り組んでいると思います。当市はどうだったのでしょうか。2015 年度において近隣他市よりも優れた少子化対策としては、どんなものがあったのでしょうか。

國枝委員長

中居子育て支援室保育課長。

中居子育て支援室保育課長

ただいまのご質問にお答えいたします。2015 年度に特化したわけではございませんが、本市独自としては特定扶養控除のみなし適用であったり、年少扶養控除のみなし適用であったりそういった軽減措置を引き続き行っているところであります。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

保育料についてそういうように行ったということですがけれども、他市もほぼ同様なことをやられていると思うんですね。また、別の観点からお伺いたします。保育所に子供を預けている保護者の勤務先はどういったところが多いのでしょうか。

國枝委員長

中居子育て支援室保育課長。

中居子育て支援室保育課長

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。今手元に資料がございませんので、明快なお話できませんが、市内の勤務先であったり市外の勤務先であったり、それは個々により千差万別でありまして、どういう職業が多いということに関しましては、データのほうを取りそろえておりません。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

勤務先は地域的に見ると、やはり札幌だとかが多いんじゃないかなと思うんです。近隣他市に比べて、通勤時間、費用等が多額となるのであればその分保育料負担を軽減して初めて他市と同様の状態になるのではと思います。しかし、保育料が高くまた、3歳児以上の主食持参などの負担が大きいとすればですね、保育行政がいいとは言えないと思うんです。添付をさせていただきました別紙に基づいて、保育料を比較しますと、例えば住民税所得割9万7千円の世帯では、北広島市の3歳未満児では3万円で、他市よりも5千円から7,450円も高く、3歳児では2万7千円で4千円から6,550円高くなっております。4歳児でも2万7千円で3,800円から7,200円も高い。こういう状態なんですね。市はいろいろな控除をしている、例えば住宅取得の控除などで所得割を引き下げて、階層を他市よりも低い階層にしているというようなことも言われておりますけれども、例えば、住宅取得控除などでは税額が最大で2万円程度少なくなるに過ぎないのではないかと思います。これによって、例えば、仮に所得階層が1ランクあるいは2ランク下になったとしても、先ほどの例で申し上げますと、3歳未満児の保育料が、3万7千円、3万円から2万7,100円に引き下げられたとしても、なおかつ近隣他市よりも高い状態に変わりはないわけです。また、母子世帯に対しても、本市の場合は2千円減額されているわけですが、それでももう他市よりも高いです。こういう母子世帯に対する軽減措置も、他市よりも劣っているのはどうしてなんですか。お伺いたします。

國枝委員長

中居子育て支援室保育課長。

中居子育て支援室保育課長

先ほど板垣委員のほうから2千円ということ限定的なお話がございましたけれども、これにつきましては、もう少し幅がありまして、個々の条件によりまして、軽減の額については変わってきているところであります。本市が他市よりも軽減措置について低いのはなぜかというご質問であったかと思いますが、これにつきましては、先ほど申し上げまし

たとおり、違ってくるので、一概に言い切れない部分はあるかと思えます。いずれに利用者負担額につきましては、階層 1 部の年齢層においてそういった部分があることは認識しているところでございます。利用者負担額につきましては、市長の答弁ともかぶりますけれども、国の基準額を基本としております。国の動向を注視しつつ、また、他市の状況なども参考に時期につきましても含めて、今後検討してまいりたいと考えております。以上であります。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

国の動向としては例えば幼稚園児の費用などは無償化する方向で進めておりますし、やはり他市もさらなる少子化対策というようなことで、取り組んでいるわけです。そういった中で第 4 階層まで、およそ保育園児の半分ぐらいの世帯は他市よりも高い保育料を払わなければならないと。払っていなければならないというようなことが、残念な状態だと思うんですね。ですから、もう今からですから、早くても来年 7 月ですけれども、2 千円、17 年度の保育料がせめて他市並みに第 4 階層世帯の保育料を他市並みにもう引き下げてもらいたいと。そういうことを強く要望して、私の質問を終わります。

國枝委員長

以上で、板垣委員の総括質疑を終わります。

藤田豊委員。

藤田委員

公明党の藤田でございます。板垣委員の質問が思ったより早く終わってしまったものですから、私も 12 時までには終わるように、テンポ良く質問したいと思いますので答弁も明快にお答えをいただきたいと思えます。総括質疑で今回の 3 日間の審査、私は民生で質問させていただきましたが、27 年度の予算執行は概ね事業評価もそれなりにあるのかなと。ただ、やはりこれだけの数多くの事業ですから、改善が必要なもの、見直しが必要なものもいくつか見受けられましたので、この総括質疑の中に、市長、教育長に自らその事業に関してお答えを求めたいと思えます。

最初に、市民サービスについて 2 つの質問をさせていただきます。地域まちづくり推進事業であります。平成 18 年度からスタートした地域まちづくり推進事業はスタート当初は各地域各町内会自治会等から大いに歓迎され、予算執行率も 99%と大好評の事業でした。その後、平成 27 年度の予算執行率は 39%までに下がりました。今年度は新たな予算の使い方も見直しましたが、予算執行率の改善は今のところ見られておりません。この事業は町

内会、自治会等から高い評価を受けております。高い評価を受けておりますが、皆さんから言われるのは申し込み条件が厳しく、使い勝手が良くないとの声が数多く寄せられております。この事業の継続は高い評価もあることから、この事業を廃止するというよりは今こそ条件の見直しをする時期に来ていると思っておりますが、市長の見解を改めてお伺いをいたします。

次にふれあい温泉事業について 1 問質問いたします。65 歳以上の市民を対象とした、ふれあい温泉事業は市民の健康増進とリフレッシュに大きな役割を果たしている事業の 1 つであります。かつて公明党が提案した、冬期間の温泉利用のため福祉バスを利用した臨時送迎バスの運行も、開始後今年の 4 月で累計 2 万人を突破いたしました。このように、利用者に好評のふれあい温泉事業ですが、平成 27 年度の決算を見ると、65 歳に到達した市民が 814 人増えましたが、ふれあい温泉の利用回数は前年比で 984 回の増と微増でありました。また、27 年度の予算 1054 万 1 千円に対して、決算は 970 万 2 千円と 92%の執行率にとどまりました。一人当たりの平均利用回数も約 7 回と 5 枚の助成券を余している状況であります。かねてから市民の要望の多い 65 歳以上の夫婦間での助成券の相互利用を認める時期に来ていると思っておりますが、改めて市長のお考えをお聞きいたします。以上で 1 回目の質問を終わります。

國枝委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問にお答えを申し上げます。市民サービスについてであります。地域まちづくり推進事業につきましては平成 18 年度の制度創設から 10 年が経過し事業の活用地域間で格差が生じていることからここ数年事業費の執行率も 50%を下回っている状況にあります。このことから、制度のあり方を含め検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、ふれあい温泉事業についてであります。配偶者のいない方、また、ひとり暮らしの方も多いため現在は本人以外の利用は認めていないところであります。以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問をさせていただきます。地域まちづくり推進事業の要綱を見ますと、いくつ申請に当たった条件があります。これがいわゆる使い勝手が良くないということだろうと思うんです。それで、4 項目ほど具体的にこういうふうに見直してはどうかという

ことで質問します。まず 1 点目、助成金の額は、助成対象経費の 3 分の 2 以内となっております。とはいえ、3 分の 1 の自己資金が必要ということになります。助成対象経費を現行の 3 分の 2 から拡大し、例えば 4 分の 3 や 5 分の 4 へと変更し、団体が応募しやすくするような工夫をしてはいかがでしょうか。どうでしょう。

國枝委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

助成率の関係でございますが、これまでの委員が言われたように、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額として助成金を交付している状況でございます。この 3 分の 2 の割合につきましては、北広島市の補助金等交付基準で定められている補助率 2 分の 1 に対して、事業の趣旨等を踏まえて市長が特に認める場合として基準を超える 3 分の 2 の補助率としてございますことから、補助率の拡大については現在考えていないところでございます。以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、この事業に関しましては、1 つの同じ事業の助成は 2 回まで交付を受けることができるとなっております。ということは、新しい事業を団体等が考えたときに、2 回続けてやって、それが地域の方に市民周知等々をされたところで、打ち切りになってしまうということで、なかなか事業の定着、継続という点では物足りないという声も寄せられています。そういうことであれば、この 2 回をせめて 3 回まで拡大してはどうかと思いますが、どうでしょう。

國枝委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

今まで 2 回だった回数を 3 回にしてはどうか、そういう拡大をしてはどうかということですけれども、これらにつきましては、市長答弁をさせていただいておりますけれども、今後まちづくり推進事業のあり方について検討する中で、検討材料とさせていただきたいというふうに判断しております。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

これに関して、違う角度から。

こういった地域まちづくりの事業応募する各団体において、中にはやっぱり非常に評判の良い事業もあると聞いております。また、その事業を団体としては続けたいと思っておりますが、今、部長も言われましたとおり、現状では 2 回続けての助成ということになっております。ということであれば、2 回続けたあとに、1 年とか 2 年とか間を置いて、今は継続を認めてないわけですから、2 回という限度で区切ってますから一旦間を置いて、再度応募できるようにするという、緩和といいますか、変更はどうでしょう。

國枝委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

これも、制度のあり方をどうするかにかかわってきますので、今後の検討材料とさせていただきます。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

最後に、毎年続けている事業で、市内では夏祭りとかいろんな事業があります。こういった事業に対して、何 10 周年の 10 年単位の節目というのは助成対象になっております。ただ、この 10 年単位でいきますと、10 年というのは非常に長いということがありますので、周年行事からいきますと、5 年、25 年だとかそういう区切りで式典だとか、イベントをやるという団体もあります。そういう意味からいきますと、10 年はなかなかそう簡単に順番が回ってこないという年数でもあるんで、この 5 年単位を認めたらと思いますがどうでしょう。

國枝委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

記念事業の 10 年がいいのか、5 年がいいのかという部分でございまして、この記念事業

に対するあり方についても、やはり検討を加えなければいけないので、その検討の中で今言われた分についても検討材料とさせていただきます。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。とにかく、この事業の存続を望む声が強いので、ぜひとも、要件緩和と
いいますか、使い勝手のいいものに早急に検討をぜひ進めていただきたいと要望して、こ
れは終わります。

ふれあい温泉事業について、1点だけお聞きします。答弁では、配偶者のいない方やひとり
暮らしの方も多いので、本人以外の利用は認めないとのことでした。これは、公平の観
点からいくと、そういう見方もあると思います。そうであるならば、予算執行率 92%を考
えますと、100%近く使っていただきたい事業でもあると思いますが、そういうことからい
くと、1人の助成利用券、現行 12 枚でありますけども、この枚数を、例えば 15 枚とかに拡
大するとか、そのような考え方というのはいかがでしょう。

國枝委員長

三上高齢者支援課長。

三上高齢者支援課長

藤田議員の再質問にお答えを申し上げます。助成回数の増加についてであります。本
事業の長期的な継続を考え、現行の回数で行いたいと考えておりますが、今年度から 12 回
目の助成券の色を変えて配布をしております。利用された助成券を回収することで、利用
実態を把握することとしております。このことにより、利用回数を増加させた場合の所要
見込み額が推計できるものと考えております。以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

ぜひともそういった方向で検討していただきたいと要望して終わります。

次、2つ目のテーマ、社会教育に移ります。社会教育に関しましては、一般質問等でさま
ざまな質問をしまいましたが、一応 9 項目にわたって、まとめて今回、総括質疑で教
育長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

1 点目、知新の駅の郷土資料の収納スペースの活用状況と、市民から古い貴重な品々の寄

附等あったときの受け入れは現在どのようになっているのかお聞きをいたします。

知新の駅オープンの 1 年目の来館者数は 9,856 人で 2 年目は、8,105 人と減ってきております。企画展示の内容が、来館者数に大きく影響を及ぼすと私は考えております。そのためには、学芸員の職員の増員が不可欠と思います。各種企画展示の実施とともに、日常の研究の時間も必要であります。現在の学芸員の人数は、同じ人口規模の石狩市、恵庭市と比べて、本市はどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

中学校の図書室の平成 27 年度の生徒一人当たりの本の年間貸出数は、9.2 冊で、恵庭市の 23.3 冊に大きく溝をあけられております。札幌市も本格的に中学校図書室に専門員の配置の取り組みを始めました。恵庭市は数年前より、各中学校図書室に専属の人を配置し、生徒の本の貸し出し数の増加に力を入れてきました。本市も中学校図書室のハード面の整備が、私は一段落したんでないかと認識しておりますが、ソフト面充実のために恵庭市のように、中学校の図書室に専属の図書司書等の全校配置を実施すべきでないかと思いますが、見解をお聞きします。

来年完成する新庁舎に、市民サービスの 1 つとして行事等をお知らせする、電光案内板等の設置が予定されております。これにあわせて、芸術文化ホールにも行事等をお知らせする電光案内板を設置するべき時期に来ていると思いますが、見解をお伺いいたします。

芸術文化ホールに市民から今まで芸術作品等の寄贈等の申し出があった場合、今までどのように対応してきたのか、お伺いをいたします。

NPO 法人北広島体育協会健康運動指導士を置いて事業を行っておりますが、市民から高い評価を受けております。他市にはない、本市の体育協会の強みであり、市民の運動促進や健康管理のために健康運動指導士の増員を望む声が多くなっております。今後本市としてどのように対応していくお考えなのか、お聞きをいたします。

全国中学校空手大会が終了した後のイベントの誘致として、他の武道の大会の誘致等の検討はどこまで進んでいるのか。また、東京オリンピック、パラリンピックの合宿地としての取り組みはどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

平成 27 年度に実施した総合体育館での送迎トレーニング教室が好評でありました。今年度はいつ行うのかお聞きします。

最後に、平成 27 年度に試験的に実施した市内各地でのストレッチ体操教室 27 年度は大曲 1 カ所でありましたけどもこのストレッチ体操教室等の今年度の開催状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。以上 1 回目の質問を終わります。

國枝委員長

吉田教育長。

吉田教育長

藤田委員のご質問にお答えを申し上げます。郷土資料の収蔵についてであります、教

育委員会には民俗資料、生物資料、歴史資料などがありますが、そのうち古文書や昆虫標本など、特に温度・湿度を一定に保たなければならない資料につきましては、知新の駅の標本室に収蔵しております。それ以外の資料につきましては、東記念館収蔵室と、倉庫に収蔵しているところであります。また、市民の皆様からの寄贈につきましては、学芸員が実物の評価を実物の価値を確認し、受け入れを判断しております。なお、収蔵スペースが限られておりますことから、既に収蔵している資料と同じ寄贈申し出があった場合には、保存状態の良い資料と入れかえて収蔵しているところであります。

次に、学芸員の人数についてであります。本市におきましてはエコミュージアムセンター知新の駅に正職員、任期付及び非常勤の学芸員を 3 名配置しているところであります。また、他市の状況についてであります。現在石狩市では、石狩砂丘の風資料館に、恵庭市では、恵庭市郷土資料館にそれぞれ 3 名の学芸員が配置されているところであります。

次に、学校司書についてであります。中学校へ 3 名を巡回方式で配置しているところであり、配置によりまして特集コーナーの設置や学校図書リクエストへの対応などにより、貸し出し冊数の増加傾向が見られたり、美術や音楽職業体験などの学習支援により、図書室を活用する機会が増えたりなどしてきているところであり、引き続き検証してまいりたいと考えております。

次に、芸術文化ホールへの電光案内板の設置についてであります。現在 2 カ所に催し物案内板を設置しているところであります。今後の大規模改修の中で、市民サービスの充実につきましても、検討する機会が必要であると考えております。

次に、芸術文化ホールでの寄贈の対応についてであります。芸術文化ホールは多くの方に快適にご利用いただくよう内装等のデザインに統一性を持たせた施設としており、開設時より作品等の寄贈につきましては慎重な取り扱いをしてきているところであります。

次に、健康運動指導士についてであります。現在、総合体育館には指定管理者の NPO 法人北広島市体育協会が健康運動指導士の有資格者 1 名を任用しており、市民からの健康づくりに関する相談に応じ、トレーニングプログラムの提案や指導を行っているところであります。今後の増員につきましては市民要望や配置の効果などを NPO 法人北広島市体育協会とも協議しながら調査、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、大会の誘致及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会の合宿誘致についてであります。大会誘致につきましては昨年新設され、本市にて開催されました、「北海道小学生空手道選抜大会」が平成 28 年度からは 2 日間の日程で毎年開催されることが決定されており、また、平成 30 年度には国民体育大会卓球競技北海道予選の開催も決定されているところであります。現在、全国規模の大会や合宿に対する支援を検討しているところであり、制度や環境整備を進めるとともに、情報収集や発信に努めてまいりたいと考えております。また、2020 年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う合宿誘致につきましては、宿泊やや練習環境などの支援体制が可能な競技について情報収集を行っているところであります。

次に、送迎トレーニング教室についてであります。初めて器具を利用した参加者からは、わかりやすく指導していただき内容も充実していて良かった、などの声も寄せられたところでもあります。本年度につきましては、2月に開催を予定しているところでもあります。

次に、ストレッチ体操教室についてであります。本年度につきましては、各地区の生涯学習振興会等の冬期の健康づくり教室において実施する方向で検討しているところでもあります。以上であります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問を順次してまいります。まず郷土資料の答弁では、東記念館収蔵室と倉庫に収蔵しているとの答弁でありましたが、将来を考えたときに、現在の施設の広さで十分といえるのか、答弁いただきたいと思えます。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

藤田委員の再質問にお答え申し上げます。収蔵スペースについてであります。当面は現在の収蔵環境の中に収蔵用の棚を作るなど、限られた空間を有効に利用する工夫をしながら現施設を使用していけるものと考えております。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは学芸員の質問に移ります。学芸員の人数ですが、答弁では本市は正職員任期付及び非常勤で3名体制との教育長の答弁でありましたが、石狩市、恵庭市の3名の中身はどうなってますか。お答えください。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

お答え申し上げます。他館の学芸員についてでありますけども、石狩市の石狩砂丘の風

資料館、恵庭市の郷土資料館とも正職員の学芸員が 3 人配置されております。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

今センター長からのお答えにあったように、石狩市、恵庭市は正職員が 3 名ということで、本市は任期付及び非常勤で 3 名であります。そういった意味でこういった専門性の強い仕事でもありますから、正職員の方でなければ、なかなか企画展示等、そういうものの業務が十分回っていかないだろうと思いますので、私も石狩市、恵庭市の 3 名が基準だと思いますので、本市も職員定数の問題もありますが、早急にこのような学芸員の体制に将来持って行っていただきたいと、これは要望したいと思います。

次に、中学校の学校司書ですが、現在 3 名による巡回方式では、恵庭市の 23.3 冊にはなかなか追いつけないと思っております。各中学校に専属の学校司書の配置が必要と思いますが、再度見解をお聞きいたします。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

お答えさせていただきます。学校司書の配置につきましては、繰り返しとなりますが、先ほどの答弁にもありましたように学校図書室を活用される機会も増加してきているところですので、引き続き検証してまいりたいと考えているところであります。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

次に、芸術文化ホールの電光案内板ですが、答弁では今後の大規模改修の中で検討するとありましたが、この大規模改修はいつ頃を予定してますか、お聞きします。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

お答えいたします。芸術文化ホールにおける電光案内板についてであります。現在の案内板で役割は果たしているものと考えております。今後、利用者の皆様の意見を聞く中で推進計画等において反映していくよう考えているところでございます。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。芸文の案内板は正直言って見づらいです。ぜひともこれは一考を要していただきたいと思います。ただ大規模改修と一緒にやるということですから、それは待ちたいと思いますけれども、早くぜひこの大規模改修を進めていただきたいと思います。

次、芸術文化ホールの、いわゆる芸術作品の寄贈ですが、答弁では慎重な取り扱いをしてきたということですが、これは受け取ることがなかったということでもありますけれども、今後の対応として、いわゆる市内に有名な芸術家の方々がたくさんいると承知しております。今まではそのような、受け取るということはしてこなかったわけですが、今後、この現状のままでいいのかどうか、今の認識を再度お聞きいたします。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

お答え申し上げます。今後の対応についてであります。施設内の統一性を保持していくためにも、引き続き受け入れにつきましては慎重に取り扱ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

私は、芸術文化ホールに限らず、北広島の将来を考えたときに市民から貴重な芸術作品の寄贈の申し出が今後あった場合、少なくともどこに飾るかは別として、收藏場所、そういったものは計画をきちっと立てておくべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょう。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

お答え申し上げます。市民からの寄贈の申し出への対応についてであります。作品を受け入れるための基準を設けることや作品に適した保管場所の確保が課題となってくるのが考えられるところでございます。今後、取り組みを行っております他市の状況について研究してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

ぜひとも早期に検討を進めていただきたいなと思います。これは要望としておきます。

次に健康運動指導士に対してですが、総合体育館を利用するトレーニング室を利用する市民からどのような評価を受けているのか。教育長からの答弁でも一部ありましたけれども、現場の声としてはどのような声があったのかを再度お聞きいたします。

國枝委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

質問にお答えさせていただきます。健康運動士への市民の相談につきましては、年間 120 件ほどあると伺っているところであります。利用者からも、教育長答弁にもございましたが、相談に応じた、しっかりとしたトレーニングプログラム、こういったものを提案していただいたり、トレーニング機器を正しく使用方法を丁寧に指導していると。そういった評価をいただいているところであります。以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

総合体育館のトレーニング室もリニューアルして、申し分ない、または充実したという声も聞いております。そういう意味では、あのトレーニング機器を十分に生かすには指導する人が必要ですので、健康運動指導士の増員も含めて、ぜひ前向きにご検討していただきたい。これは NPO 法人との関係もありますので、協議をぜひ早期に進めていただきたい。

いということを要望としておきます。

次に、北海道小学生空手道選抜大会が行われるということでしたが、どれくらいの参加者と、それから北広島における経済効果等々は、どの程度と見ているのかをお伺いいたします。

國枝委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

北海道小学生空手道大会の参加につきましては、参加者及び関係者あわせて千人と伺っているところであります。経済効果としましては、北海道大会でありますので、道内各地からの自家用車等での参加が見込まれ、宿泊、飲食、さらにはタクシー、車のガソリンといったような経済効果が生まれるものではないかと、そのように考えております。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

この大会は今後、本市で続けてもらえるとも聞いておりますので、ぜひともさらに大きな大会、また、見にくる市民の方が増えるように、しっかりPRしていただきたいと思えます。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの競技大会の合宿地誘致で、教育長の答弁では本市において練習環境の支援体制が可能な競技を調査しているということでしたが、具体的にはどんな競技を想定していますか。

國枝委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

現状としましては、練習器具、それから施設が対応可能な競技ということで、例えば 2020 年東京オリンピックの正式種目になった、空手道。これにつきましては、はまなす杯中学生空手道選抜選手権大会の十年間の実績もございまして、器具等もございまして選手、役員、規模によって対応可能ではないかというふうに考えてます。また、ゴルフについては、市内 8 カ所のゴルフ場を市として有している環境が整っていることから、こういった競技が可能であるというふうに考えているところであります。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

最後にします。送迎トレーニング教室は来年 2 月に開催の予定との答弁でありましたが、参加者はどれくらいを予定しているのかお答えください。

國枝委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

送迎トレーニング教室につきましては、参加者定員ですけれども、総合体育館のトレーニング室の広さやそれから器具の数、そういったこともありまして、昨年同様 10 名ということ考えているところであります。

國枝委員長

以上で総括質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 12 時 06 分

再 開 午前 12 時 06 分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

討論及び採決を行います。

初めに議案第 17 号平成 27 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、反対討論から順に発言を許します。板垣恭彦委員。

板垣委員

それでは、私は 2015 年度決算承認について、反対の立場から討論をいたします。2015 年度、市の人口は 59,486 人から 59,186 人。300 人 1 年間で減少いたしました。また、高齢化率は 27.52%から 28.8%に増加をいたしました。一段と人口減少と高齢化が進むこととなりました。国においては、2014 年 4 月に消費税が 5%から 8%に引き上げられ、個人消費の落ち込みによる景気悪化が続くことになりました。

さらに、2014 年 7 月には集团的自衛権行使容認の閣議決定による憲法解釈の変更と、そ

れに伴う安全保障法制という集団的自衛権行使の戦争をするための法制が 2015 年 9 月 19 日に強行可決されて、平和憲法がないがしろにされ、市民の生活が戦争の影に脅かされることとなりました。

こういう状況のもとで、地方自治体にはあらゆる分野で市民生活を守る防波堤の役割がますます強く求められてきております。北広島市政が 2015 年度の予算執行でこの役割を果たしたかという、残念ながら、そうではなかったと言わざるを得ません。予算決算の状況では、予算の立て方が粗雑ではなかったのではないのでしょうか。

歳入では、予算総額より調定額が 13 億円も少なかったのは今までにない状況です。歳出では、不用額が、今までの 5 年間の平均 6 億 2,500 万円より多い 10 億 4,500 万円あまりとなり歳入での収入済み割合は 93%で、今までより 3.4 ポイントも低く、歳出でも支出済みの割合が 91.5%と、今までより 3 ポイント低くなっております。予算編成をもう少し慎重に行うべきではなかったかと思えます。市税の徴収で、景気回復の状況が見られるという説明がなされましたけれども、個人市民税の増加は消費税増税のための名目賃金の上昇等によるものではなかったかと思えます。厚生労働省の発表でも、2015 年度の実質賃金は前年比マイナス 0.6%の低下となっております。

実質収入低下の中で市民負担はどうだったのでしょうか。1 カ月当たりの介護保険料は一人当たり、基準額が 3,800 円から 5,200 円に引き上げられ、1,400 円もの負担増となりました。利用者負担も 1 割以上の方々が二倍に増えたわけであります。国民健康保険税も介護納付分の負担が増え、年間数千円から 2 万円あまりの負担増となります。市民負担を少しでも軽減する施策が取り組まれてきたのでしょうか。私にはそのようなことは見当たらないのであります。

どこの市町村でも少子化対策に力を入れております。他市と比較した場合の保育料の高さには驚かされました。比較的、世帯収入の少ない所得第 1 から第 4 階層の、保育園児が全体の半数を占めますが、これらの園児の世帯への 1 カ月の保育料が数千円も高いのは、見逃すことのできない大きな問題であります。これは来年度においてはぜひとも他市並みに引き下げてもらいたいと思えます。

行政内部の問題の 1 つとして、職員の時間外勤務を取り上げてまいりました。毎年、時間外勤務の縮減に取り組むと約束しながらきちんとした結果が出されておられません。臨時・緊急的業務ではない日常業務をこなすための時間外勤務で、年間 1 千時間を超すといったような状態は、明らかに労働基準法違反だと思えます。なぜずっと放置しているのでしょうか。もっと真剣に取り組んでももらいたいと思えます。職場からは正規職員増員の声が出されているのではないのでしょうか。それに真摯に答えていただきたいと思えます。東京では 20 時以降の勤務をさせないために一斉消灯を行っていると伝えられております。当市でもそれくらいのことをしてはどうでしょうか。

2015 年度決算に当たっては、このような問題が解決されていないことから承認できないことを申し上げ、討論といたします。

國枝委員長

島崎圭介委員。

島崎委員

自由新生クラブの島崎でございます。平成 27 年度決算について賛成討論として行いたいと思います。平成 27 年度一般会計決算の認定に賛成の立場から討論をいたします。平成 27 年度は上野市長が市長に就任して 10 年目の節目の年であり、議会においても、私を含め 6 名の議員が加わり新たな体制でスタートした年でもあります。

また、新庁舎の建設がはじまり地域活動の拠点であった中央会館が、46 年間の歴史に幕を下ろし、古くから商業の中心であった北広島中央商店街の一角が市民交流広場予定地になるなど、まさにまちの移り変わりを実感した年でありました。北広島市においても、平成 27 年度は、第 5 次総合計画の見直し年となり子育て支援、人づくり、にぎわい、魅力づくり住みよくなる地域づくりの重点プロジェクトの今後の施策展開とともに中長期の将来展望を示す人口ビジョンとまちひとしごと創生総合戦略の策定など、今後のまちづくりにとって重要な年であったと認識をしております。特に、これまで永らく、浮いては消え私も含め市民が注目していた総合運動公園の整備について官民連携事業という新しい枠組みで、その可能性を追求したことは今日的なファイターズボールパーク構想の誘致という新たな流れにつながったものと考えます。と同時に、総合運動公園だけではなく企業誘致を見ても北広島市の地理的優位性は、今後のまちづくりに大いに期待を抱かせるものであります。

しかし一方では人口減少社会の到来と少子高齢化の進行という現実的な課題も顕著であります。平成 27 年国勢調査の結果、人口減少が続いている状況は大いに危惧されるものであります。こうした人口減少という課題に対し多くの方々に知ってもらい来ていただき、そして住んでいただくという政策理念のもと進められた平成 27 年度の各施策は大いに評価できるものと考えます。住みよさランキングで、道内連続トップの評価を多くの方々に知ってもらうには、情報発信が欠かせません。好評なおためし移住事業。市長をはじめ、多くの職員が参加したPR動画などでまちの魅力を発信するシティーセールス推進事業は重要な役割を担うものと考えます。

また、イベントを通じ、北広島の魅力を知っていただくことも必要であります。各種スポーツ大会は市内外から多くの参加者を集めています。また、歴史を積み重ねたふるさと祭りなど各地域の祭りには多くの市民が参加し、にぎわいづくりに貢献をしています。こうした市内外から多くの方々が集まる機会を通じ、まちの住みよさや魅力を発信することが重要と考えます。このほか、定住人口の増加に向けたファーストマイホーム支援事業、子ども医療費や保育事業等の拡充、赤ちゃんすくすく応援事業と子育て応援事業、子ども子育てサービス利用支援事業と幼稚園児一時預かり事業などの新たな取り組みは、子育て世代の人口増加に必ずや結びつくものと考えます。

地域経済の活性化では輪厚工業団地をはじめ各地区で新たな企業立地を進める企業誘致推進事業や若年者新規雇用助成金交付事業の拡充、空き店舗利用促進事業やプレミアム付き商品券発行事業は地域経済に大きく寄与したものと考えます。一方、農業の経営基盤は脆弱性が増しております。担い手不足に対応する農業後継者等育成事業や新規就農者に対する支援事業、加えて、鳥獣による農作物等被害防止対策事業は農業経営に大いに貢献しているものと考えます。

安全で安心なまちづくりでは西の里ファミリー体育館の改修事業をはじめ、学校の大規模改造事業と非構造部材の耐震化、市営住宅の建て替え事業や施設の長寿命化事業などの老朽化施設への対応と防災対策は市民生活には重要な事業であり、地域防災計画の改定と公共施設等総合管理計画の策定に着手したことは、現有する課題に取り組んでいるものと評価します。輪厚スマートインターチェンジの 24 時間化に向けた取り組みと、輪厚中央通などの道路の改築事業や整備、第 6 期最終処分場の整備や生活バス路線確保対策事業などは市民生活に必要な事業であります。

また、福祉政策では生活困窮者に対する自立支援事業の実施や障がい者地域生活支援給付事業の拡充、公的介護施設等整備支援事業などのともに支え合う体制の充実に加え、フッ化物洗口推進事業をはじめとした保健予防の充実は市民生活の安心な暮らしに欠かせないものであります。健全な財政運営では財政健全化法の各指標によると、市の財政は健全であることを示しておりますが、新庁舎の建設などで借入金残高は増加しています。今後、指標の悪化が懸念されますので、財源の確保はもとより、将来の負担を考慮した、健全な財政運営がより一層求められると考えます。

これらの施策に基づき、市長が目指す将来に希望が持てる笑顔あふれるまち、着実に成長するまちに向けたまちづくりが確実に進められていることに深く敬意を表するものであります。

以上、平成 27 年度一般会計の決算につきまして、認定に賛成するものであります。

國枝委員長

以上で討論を終了いたします。

議案第 17 号 平成 27 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

國枝委員長

起立多数であります。

議案第 17 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号 平成 27 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定につい

での討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

討論なしと認めます。

議案第 18 号平成 27 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決、及び認定すべきと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

ご異議なしと認めます。

議案第 18 号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告については正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査の経過と結果の報告については正副委員長に一任と決しました。

以上で、決算審査特別委員会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉会いたします。長時間ご苦勞様でした。

12 時 21 分 終了

委員長